

議案第195号

舞洲東高架橋架設工事請負契約締結について

舞洲東高架橋架設工事請負契約を次の要項により締結する。

契約の1

- | | | | |
|---|---------|--|----|
| 1 | 工 事 概 要 | 橋梁下部工築造工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪府中央区道修町4丁目5番17号
株式会社 森組 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 835,120,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和6年6月28日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市此花区北港白津1丁目、北港白津2丁目、北港緑地1丁目及び北港緑地2丁目 | |

契約の2

- | | | | |
|---|---------|--|----|
| 1 | 工 事 概 要 | 橋梁製作架設工事 | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 茨城県取手市下高井1020番地
日本ファブテック株式会社 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,400,850,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和6年10月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市此花区北港白津1丁目、北港白津2丁目、北港緑地1丁目及び北港緑地2丁目 | |

令和4年11月30日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

舞洲東高架橋架設工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する

る条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。